

利 用 上 の 注 意

- 1 この結果は、総務省所管の「労働力調査」（基幹統計調査、標本数約4万世帯）のうち東京都で調査された基礎調査票のデータ（毎月約3,700世帯）を、集計している。
- 2 この調査は都道府県毎の標本設計は行っていないため、全国結果に比べて誤差が大きくなる可能性があり、利用にあたっては注意を要する。
- 3 結果の算出の基礎となる基準人口は国勢調査の確定人口に基づく推計人口を用いている。そのため、平成17年の国勢調査を基に推計人口の切り替えを行った平成19年分については、統計上の不突合分が含まれる。
- 4 この統計表の実数は、すべて原数値である。季節調整はしていない。また、全国の数値は、総務省の公表によるものを使用している。
- 5 15歳以上人口及び就業者数は、就業状態等が不詳の者を含む。また、統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。その他、分類不能を含むものがあるため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 6 増減数及び増減率は、表章単位の数値から算出している。
- 7 統計表中の「0」、「0.0」は数値が表章単位に満たないもの、「－」は該当数のないもの、「網掛け」は数値を算出していないものを示している。
- 8 構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%にならない場合がある。
- 9 日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、就業者及び雇用者の産業別内訳は平成20年平均に遡り改定後の産業分類で表章している。主な産業は「その他」を除く13の産業をいい、その他には、「農業、林業（就業者のみ）」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「複合サービス業」「公務」及び「分類不能の産業」が含まれている。
- 10 日本郵政公社の産業分類は従来「官公」としていたが、平成19年10月1日に民営・分社化されたこと及び日本標準産業分類が改定されたことに伴い、分類間の移動があったため、産業別及び企業の従業者規模別の時系列比較には注意を要する。
- 11 労働者派遣事業者の派遣社員については、派遣元事業所の産業について分類しており、派遣先の産業にかかわらず派遣元産業である「サービス業（他に分類されないもの）」に分類している。なお、派遣先の産業については調査していない。
- 12 平成15年平均結果より「年報」・「四半期報」として別々に公表している。

この報告書についての問い合わせ先 東京都総務局統計部社会統計課労働力調査係 電話 代 表 03-5321-1111 内線 25-631 ダイヤル 03-5388-2555
--